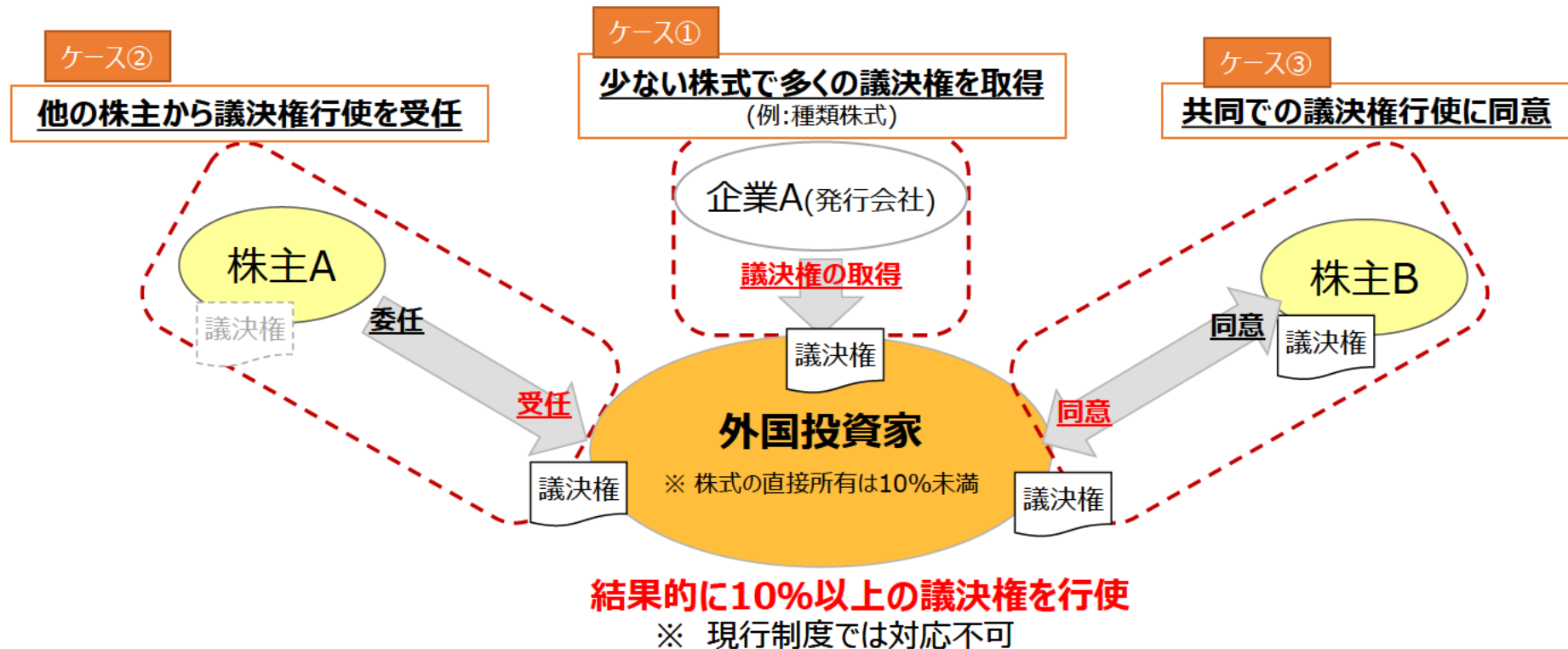


政令において新たに措置する行為（概要）

- 外為法は、上場会社の**発行済株式総数の10%以上の取得などを対内直接投資等として届出義務の対象**としているが、**投資手法や経営への関与手法が多様化しており、現行制度では対応しきれないもの**が存在。
- 例えば、**発行済株式総数の10%未満を保有する株主が、単独あるいは他の株主の協力を得て、10%以上の議決権を行使する**ケース(※下図参照)もあることから、**政令改正により新たに手当**。

少数株主が10%以上の議決権を行使するケース



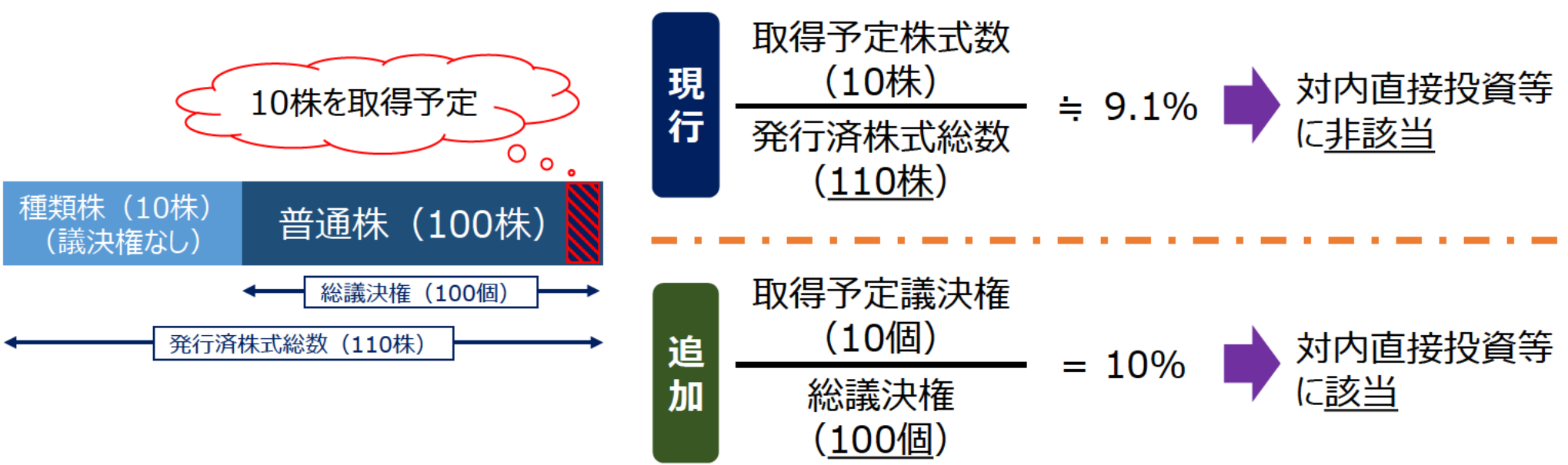
ケース①

▶ 外国投資家による上場会社の総議決権10%以上の取得（政令第2条第9項第4号）

現行法上、上場会社の発行済株式総数の10%以上を取得する場合は、届出・報告の対象。他方、種類株式（無議決権優先株等）を発行している会社について、議決権ベースでは10%以上となっても、発行済株式総数ベースで10%未満に留まる場合は、届出・報告の対象外。

⇒今般、総議決権の10%以上の取得を、対内直接投資等の一類型として追加。

例：種類株を発行している上場会社



ケース②

▶ 外国投資家による議決権の代理行使の受任 (政令第2条第9項第5号、第2条第11項)

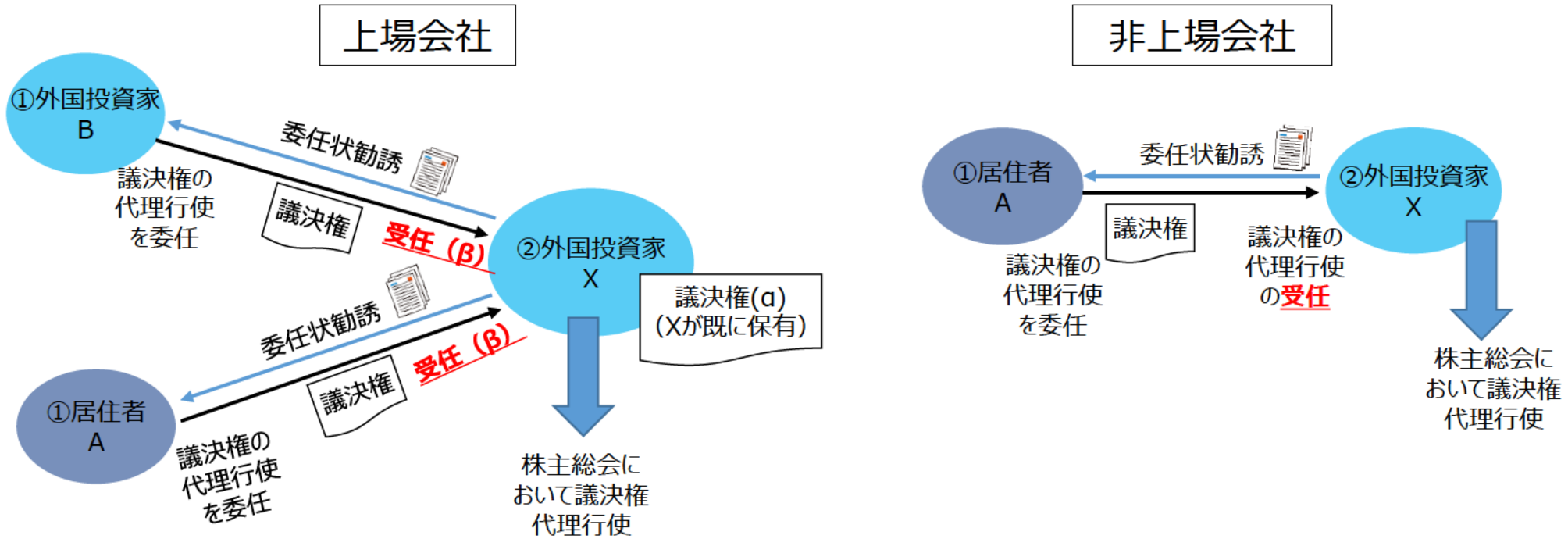
現行法上、外国投資家が株式を取得（上場会社の場合は発行済株式総数の10%以上）する場合は、届出・報告の対象となるが、他者が保有する議決権の代理行使を受任する場合は対象外。

⇒今般、議決権代理行使受任を、対内直接投資等の一類型として追加。

<対象となる行為>

- (i) **上場会社**：（当該外国投資家が既に保有する議決権を含めて）総議決権の10%以上となる代理行使 (※) の受任
- (ii) **非上場会社**：当該外国投資家以外の者が保有する議決権の代理行使 (※) の受任

※会社の経営を実質的に支配する又は経営に重要な影響を与える可能性のある議案に限定（取締役の選解任等）



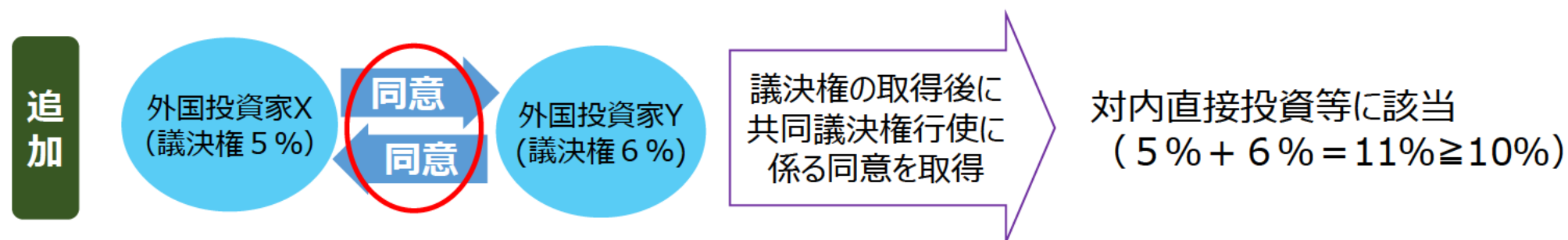
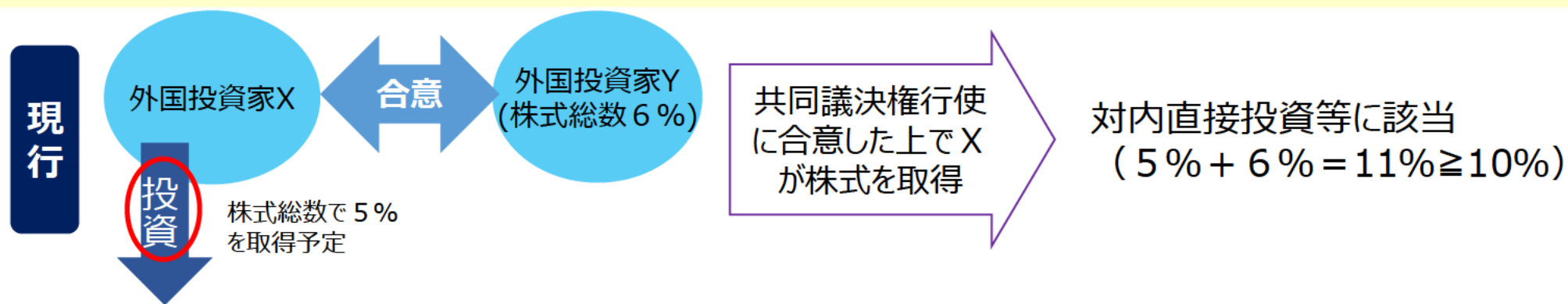
(注) α+βが総議決権の10%以上の場合、対内直接投資等に該当

ケース③

- ▶ 上場会社の議決権取得後における外国投資家間の共同議決権行使に係る同意の取得（合算して総議決権の10%以上となる場合）（政令第2条第9項第7号）

現行法上、外国投資家同士が共同して議決権行使を行うことに合意した上で、上場会社の株式を取得（それぞれの取得比率を合算して発行済株式総数の10%以上）する場合は、届出・報告の対象。他方、取得後に合意した場合、合算して10%以上になったとしても、届出・報告の対象外。

⇒今般、議決権取得後に共同議決権行使に係る同意を取得した場合（合算して総議決権の10%以上）を、対内直接投資等の一類型として追加。



※ XとYは既に議決権を保有